

平成23年度苦情申出一覧表(1/4)

	(H23)苦情1	(H23)苦情2	(H23)苦情3	(H23)苦情4	(H23)苦情5
申出人	A	A	A	A	A
申出日	平成23年5月9日	平成23年5月9日	平成23年5月9日	平成23年5月18日	平成23年5月18日
実施機関	知事 (建築指導課)	知事、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、企業庁長、病院局長、水道局長	知事 (政策法務課)	知事 (建築指導課)	知事 (安房土木事務所)
苦情の内容	1、請求時不存在だが決定書時点で対象文書があるのに再度開示請求させる 2、関係ない文書を対象文書に特定し混乱させる(情報提供する文書は連絡書を別添しない) 何かと隠そうとする(H23、4、27付建165号) ・千建審の文書番号が隠ぺいされている ・情報公開を自分達の都合のよいようにしている	H23、3、31受付7番の決定方法 日付と伝票番号毎に特定を求めても特定しない 不法行為の隠ぺいのためにはあいかわらず文書の特定をきちんとしない	説明を求めてもまたせるだけで説明しない 条例のただし書の説明を求めても教えない でたらめな開示決定を改めようとしている	行政文書目録がでたらめ 情報隠し H23、3、24付千建審6号がない 建の文書番号で管理するから見落す	安土235号(H23、5、12)の文書の件名の記載方法 特定した件名を記載せず内容で記載 きちんと特定されたか不明
調査委員					
調査の状況					
苦情処理部会 審議状況					
処理結果通知					
処理結果					

平成23年度苦情申出一覧表(2/4)

	(H23) 苦情6	(H23) 苦情7	(H23) 苦情8	(H23) 苦情9	(H23) 苦情10
申出人	A	A	A	A	A
申出日	平成23年6月1日	平成23年6月1日	平成23年6月1日	平成23年6月15日	平成23年7月4日
実施機関	知事 (政策法務課)	知事 (安房土木事務所)	知事 (政策法務課)	知事 (建築指導課)	知事 (政策法務課) (保険指導課)
苦情の内容	<p>窓口職員が県職員に都合の悪いことを隠ぺいしようとする。 ○○さんが何かと隠ぺいする。窓口担当者を変えてほしい。 1、発行日と伝票番号毎と開示請求しても支出伝票〇件と回答させる。 2、対象年度を指定しないのに、故意に指定させようとする。</p>	<p>H23、5、18付安土294 開示決定等の期限の特例適用通知書 存在しない文書で期間延長 仮預かり仮審査願書という文書は存在しないのに存在することにして2ヶ月も期間延長</p>	<p>県情報公開条例が適法か否かの審査部署を教えてください 不都合なことは知らないことにする。</p>	<p>1、H23、6、14建424号で故意に却下 2、H23、6、15付開示請求 開示請求を認めようとする(担当者○○さん) (開示請求をさせないような対応をする) 過去に問題ないような記載をするようにしたが、対象文書を特定できる記載をしたいので記載方法を情報公開センター窓口で相談したが、きちんと対応しない。</p>	<p>理由説明書の提出を情報公開審査室から求められても3ヶ月以上放置 公開審90、89号 出さないなら出さない旨の回答をすべきだが放置 提出期限をとくに過ぎていても回答しないことで異議申立てを放置できるなら情報公開審査会の意義がない。情報公開制度の目的が、行政の不法行為の隠ぺいとなる。</p>
調査委員					
調査の状況					
苦情処理部会 審議状況					
処理結果通知					
処理結果					

平成23年度苦情申出一覧表(3/4)

	(H23)苦情11	(H23)苦情12	(H23)苦情13	(H23)苦情14	(H23)苦情15
申出人	A	A	A	B	A
申出日	平成23年7月4日	平成23年7月4日	平成23年7月4日	平成23年7月20日	平成23年7月23日
実施機関	知事 (安房土木事務所)	知事 (建築指導課)	知事 (建築指導課)	教育委員会 (教育総務課) (教職員課)	知事 (建築指導課)
苦情の内容	3ヶ月以上たってから諮問(H23、6、30付安土435号-2) 故意に諮問しないイヤガラセ	異議申立てを分離したまま諮問しない(H23、6、23付建585号) 故意に諮問しないイヤガラセ	補正要求権の濫用(H23、6、21付建586号) 情報公開センター窓口で補正がないよう建、〇〇さんに記載内容を確認しても補正要求をする、 いやがらせをやめさせてほしい	千葉県教育委員会委員長は、事前に請求者と連絡を取らず一方的に開示日時を決定した。 しかもこの決定通知は、一方的に決められた開示日時の二日前に到達した。 この様な一方的な開示手続きを改め、従前のようにあらかじめ請求者被請求者双方で日時の調整を行うべきである。	イヤガラセの補正要求 H23、7、19建739 補正要求の際、件名をリストアップせず開示請求を却下しようと画策 H23、6、14付建424号却下前の補正要求の回答で件名をリストアップし補正要求するよう記載し、それを承知で件名をリストアップせず補正要求
調査委員					
調査の状況					
苦情処理部会 審議状況					
処理結果通知					
処理結果					

平成23年度苦情申出一覧表(4/4)

	(H23)苦情16	(H23)苦情17	(H23)苦情18
申出人	A	A	A
申出日	平成23年7月23日	平成23年7月23日	平成23年8月5日
実施機関	知事 (各土木事務所)	知事 (政策法務課) (保険指導課)	知事 (安房土木事務所)
苦情の内容	<p>①30日たっても対象文書を特定しようとしていない</p> <p>②特定できる表現をしても却下 イヤガラセ</p> <p>①につきH23、6、15付受付417番を放置(補正要求、期間延長の連絡ナシ)</p> <p>②につきH23、5、9付受付213番で不開示決定と却下決定があった。不開示決定は対象文書が特定できる記載である。</p>	<p>理由説明書を専決すべきものを上記課で内容を調整して提出するとして政法分H23、4、6の期限を過ぎても提出しない。</p> <p>不都合なことはウヤムヤにする。</p> <p>情報公開は県職員に都合のよいものとしていいる。担当者を変更する等して理由説明書の提出をしようとしていない。</p> <p>政法分の原案はできていのに保指と調整しようとしていない。</p>	<p>部分開示決定しながら開示しない</p> <p>3回以上開示を求めても放置</p> <p>230頁1枚しか開示しないので他の開示するとした頁の開示を求めても応じない。</p>
調査委員			
調査の状況			
苦情処理部会 審議状況			
処理結果通知			
処理結果			